

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 10 月 6 日

高松法務局観音寺支局

登記官 松 浦 孝 二

記

1 手続番号

- (1) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 6 - 0 1 0 8 号
- (2) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 6 - 0 1 0 9 号
- (3) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 6 - 0 1 1 0 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 観音寺市植田町字池下 8 5 3 番 1
- (2) 観音寺市植田町字宝殿 9 6 2 番
- (3) 観音寺市植田町字宝殿 9 7 1 番